

① 人員基準の遵守 … 各サービス提供日に看護職員(利用定員10名以下を除く)は配置されていますか。※配置していない日は人員基準違反に当たります。
 ② 減算の有無 … 月の看護職員配置人数の延べ人数÷サービス提供日数が0.9を下回っていないですか。
 →0.9を下回っている場合、当該月の次の月の介護報酬について減算する必要があります。
 … 月の看護職員配置人数の延べ人数÷サービス提供日数が0.9以上1未満となっていないですか。→0.9以上1未満となっている場合、当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算する必要があります(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。
 ※常に必要員数を上回る看護職員の配置がある場合は、以下の表による計算は不要です。

<看護職員配置一覧表>

(年 月分) サービス種類((介護予防)認知症対応型通所介護)
 事業所番号(14) 事業所名()

○看護職員の配置ができなかった日のある月について作成してください。

単位目 サービス提供日: 月・火・水・木・金・土・日 サービス提供時間: 時間 分

(1) 看護職員配置人数 この単位の看護職員の配置人数を記入してください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の合計		
看護職員配置人数																																		(a)

看護職員人員欠如確認 : サービス提供日に配置された看護職員の延べ人数の合計

(a) ÷ サービス提供日数 = (b)

(b) < 0.9 = 当該月の次の月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算
 0.9 ≤ (b) < 1 = 当該月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月の介護報酬について減算
 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)

備考:① サービス提供していない日については斜線等を引いてください。
 ② 算出の方法については平成31年度「(介護予防)認知症対応型通所介護の運営の手引き」P6～8を参考にしてください。